

(繰上償還)

第13条 第5条第1項第2号に規定する融資を受けた者が、雇用枠計画書の内容に反して従業員を雇用していない場合においては、当該融資を一括して償還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- この要項は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
(熊本県雇用促進対策資金融資制度要項及び熊本県中核企業育成資金融資制度要項の廃止)
- 熊本県雇用促進対策資金融資制度要項(平成14年熊本県告示第363号)及び熊本県中核企業育成資金融資制度要項(平成10年熊本県告示第304号)は廃止する。
(経過措置)
- この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県新事業展開支援資金融資制度要項、熊本県雇用促進対策資金融資制度要項及び熊本県中核企業育成資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。
- この要項の施行の日前に、この要項による廃止前の「熊本県雇用促進対策資金融資制度要項」及び「熊本県中核企業育成資金融資制度要項」により中小企業者が受けた融資残高は、「熊本県雇用促進対策資金融資制度要項」によるものにあつては、「熊本県新事業展開支援資金雇用促進対策枠」に、「熊本県中核企業育成資金融資制度要項」によるものにあつては「熊本県新事業展開支援資金中核企業育成枠」に、それぞれ承継するものとする。
- 改正後の第5条第1項第3号に規定する資金枠は、平成21年3月31日をもって廃止する。

熊本県告示第514号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項(平成13年熊本県告示第326号)の一部を次のように改正する。

別表中「熊本県地場産業振興対策資金」を「熊本県産業活性化資金
熊本県地場産業振興対策資金」に、「熊本県新事業
展開支援資金」を「熊本県新事業展開支援資金(中核企業育成枠での融資を除く。)」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第515号

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業短期資金融資制度要項(昭和49年熊本県告示第449号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6条第1号の規定に係る融資を対象に」及び「第6条第2号の規定に係る融資を対象に600パーセント以上」を削る。

第4条中「第6条第1号の融資にあつては」を削り「西日本銀行」を、「西日本シティ銀行」に改め、「とし、第6条第2号の融資にあつては、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店」を削る。

第6条中「次の各号のいずれかに該当するものとする。」を「季節的な資金及び短期的な運転資金を必要とするものとする。」に改め、同条各号を削る。

第7条第1号中「(前条第2号に係るものについては、高度化資金貸付予定額以内で、5,000万円に組合員数を乗じて得た額に1億円を加えた金額以内)」を削り、同条第2号中「(前条第2号に係るものについては、高度化資金の交付前に建設用地の先行取得等のために必要なつなぎ資金)を削り、同条第4号中「(前条第2号に係るものについては、貸付の日から高度化資金の交付を受ける日までの期間)」を削る。

第9条見出し中「あっせん及び」を削り、同条ただし書を削る。

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県中小企業短期資金融資制度要項の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第516号

熊本県貿易振興資金融資制度要項を廃止する要項を次のように定める。
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貿易振興資金融資制度要項を廃止する要項
熊本県貿易振興資金融資制度要項（平成10年熊本県告示第306号）は、廃止する。
附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- この要項の施行の前日に、この要項による廃止前の熊本県貿易振興資金融資制度要項の規定により資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

公 告**熊本県公告第321号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定により、東屋形土地区画整理組合の理事でなくなった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 理事でなくなった者の氏名及び住所

氏 名	住 所
西 川 敏 光	荒尾市宮内206番地

熊本県公告第322号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（1：25,000地形図修正測量）	平成16年4月15日から 平成17年3月25日まで	熊本県内全域

熊本県公告第323号

宇土市宇土八水土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	木 村 勝 義	宇土市網引町1180番地

熊本県公告第324号

宇城市小川町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	松 永 信 雄	下益城郡小川町大字東海東1225番地
"	谷 川 和 徳	下益城郡小川町大字南部田1125番地
"	岩 越 浩 一	下益城郡小川町大字南小野140番地
"	園 田 俊 勝	下益城郡小川町大字河江460番地
"	江 崎 秀 利	下益城郡小川町大字江頭331番地
"	星 津 喜 一	下益城郡小川町大字新田772番地の2
"	坂 井 巳 紀	下益城郡小川町大字南新田246番地の2
"	百 家 哲 夫	下益城郡小川町大字西北小川635番地

理事	河 田 久 信	下益城郡小川町大字東小川 2360 番地
"	本 田 信 之	下益城郡小川町大字西海東 1252 番地
"	谷 川 正 也	下益城郡小川町大字中小野 708 番地
"	坂 本 直 人	下益城郡小川町大字北小野 503 番地の 2
"	橋 本 毅	下益城郡小川町大字住吉 517 番地
"	泉 勇 一	下益城郡小川町大字南小川 504 番地の 1
"	橋 本 力	下益城郡小川町大字新田出 1348 番地
監事	豊 田 浩	下益城郡小川町大字北部田 568 番地
"	井 上 義 雄	下益城郡小川町大字北新田 537 番地
"	西 村 勝 也	下益城郡小川町大字新田 1895 番地の 1
"	高 原 征 男	下益城郡小川町大字南海東 84 番地の 1
"	辻 輝 年	下益城郡小川町大字中小野 716 番地
就任		
理事	阿曾田 清	宇城市三角町波多 2369 番地
"	志 水 博	宇城市小川町北部田 1166 番地の 2
"	杉 本 勇	宇城市小川町南小野 1116 番地
"	藏 里 秋 光	宇城市小川町河江 601 番地
"	平 野 保 之	宇城市小川町江頭 250 番地
"	野 口 幸 介	宇城市小川町川尻 189 番地
"	平 田 晃	宇城市小川町南新田 1570 番地
"	橋 本 正 道	宇城市小川町西北小川 690 番地
"	地 原 静 次	宇城市小川町東小川 2425 番地
"	橋 本 洋 吉	宇城市小川町西海東 1313 番地
"	徳 永 壽 一	宇城市小川町中小野 681 番地
"	柳 田 慎 矢	宇城市小川町北小野 970 番地
"	上 田 重 信	宇城市小川町住吉 19 番地
"	岩 永 末 廣	宇城市小川町南小川 355 番地
"	橋 田 次 義	宇城市小川町新田出 194 番地の 2
監事	河 野 清	宇城市小川町南小野 1609 番地
"	福 島 一 郎	宇城市小川町北新田 1227 番地
"	米 原 健 一	宇城市小川町新田 1143 番地
"	松 村 文 昭	宇城市小川町東小川 2686 番地
"	吉 田 利 亜	宇城市小川町北小野 449 番地

熊本県公告第 325 号

天草郡五和町五和町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
監事	松 本 英 穂	天草郡五和町大字荒河内 1820 番地
就任		
監事	本 田 幸 人	天草郡五和町大字荒河内 684 番地

